

「不要な衣服をリサイクルする」という業者から電話があり、訪問を了承したが、いざ来訪すると「貴金属はないか」としつこく言われ、居座られた。仕方なく金のネックレスを5000円で売ってしまったが、冷静になると大事なものを手放したという後悔が強い。「返してほしい」と連絡したが、「すでに手元にないし、クーリングオフできない」と断られた。

70歳代女性

「訪問購入」は、法律で消費者を保護するためのルールが定められています。消費者から要請がない訪問「飛び込み勧誘」は禁止されています。突然訪問してきた購入業者は、家に入れないようにしましょう。訪問購入のために来訪したいと電話をかけてきても、必要のないときはきっぱりと断ることが大切です。

来訪を約束した場合でも、家族や近隣者に立ち会ってもらうなど、1人ではなく複数人で対応するようにしましょう。許可を受けた古物商は「許可証」及び「行商従業者証」を携帯することが義務付けられているので、必ず確認してください。

売るつもりのない貴金属やブランド品を見せることは避け、これらの売却を迫られたときは、「承諾していない」ときっぱり断りましょう。

購入業者は購入時、消費者に対し契約書面を交付する義務があるので、必ず契約書面の交付を受けてください。契約書面の交付を受けた日を1日目として、8日間は無条件で契約を解除する「クーリングオフ」ができるほか、物品の引き渡しを拒むことができます。

ただし、自動車、大型家電、家具、書籍、CD、DVD、ゲームソフト、有価証券については、クーリングオフや訪問購入の規定が適用されません。

困ったときは、お住いの自治体の消費生活相談窓口にご相談ください。